

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来ることを目的とします。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用下さい。

また、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと連携を図り、総合的のサービスの提供に努めます。

2. 施設経営法人

事業者名称	社会福祉法人うすい会広島光明学園
代表者氏名	理事長 碓井 法明
法人所在地 (連絡先)	広島市東区牛田本町五丁目1番2号 電 話 082-228-5673 FAX 082-228-5623

3. ご利用施設

施設の名称	グループホーム光明牛田新町
介護保険指定事業者番号	広島市指定 3490100116
施設の所在地	広島市東区牛田新町三丁目20番15号
電話番号 FAX	電話 082-222-3223 FAX 082-222-3238
管理者	栗栖 博之

4. 施設の設備概要

定 員	18名	浴 室	2ヶ所
居室（全室個室）	18室	事 務 室	2室
食堂兼居間	2室	居 住 数	2ユニット

5. 職員の配置状況（基準）

当施設では、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人員	業務内容
管理者	1名	施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
計画作成担当者 (ユニットごと)	1名	ご利用者に係る介護計画（ケアプラン）を作成し、連携する法人内の他の事業所や病院等との連絡・調整を行います。
介護従事者		日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。(ご利用者3名に対し1名以上の職員体制をとります。)

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

①事業所のサービスの内容

食 事	バランスの取れた食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
入 浴	週2回以上の入浴又は清拭を行います。
排 泄	ご利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。
健康管理	介護職員又は看護職員により常に健康の状況に注意するとともに、緊急等必要な場合には、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	ご利用者及びそのご家族からの相談については、誠意を持って応じます。
レクリエーション行事	施設行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。

②施設利用に当たっての留意事項

面 会	面会時間 10:00～19:00 必ずその都度、面会簿にご記入下さい。 ※ なお飲酒されての面会はお断りいたします。
外出・外泊	外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
食 事	食事が不要な場合は、早めにお申し出下さい。3日前までに申し出があった場合は食費はいただきません。
居室・設備・器具の利用	○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫 煙	施設内での喫煙はできません。

③貴重品の管理

当施設は、ご利用者又はご家族からの申し出に基づき、保険証等の書類、認印等について管理・保管します。保管の手続きは、別紙「預り証」にて行います。

ご利用者の現金、預貯金、その他財産については、管理・保管を行いません。

お小遣い等ご利用者が管理される貴重品の紛失について、当施設は責任を負いかねますので、ご了承下さい。

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動の実施を計画しております。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤サービス料金

(1) 基本料金及び加算料金

厚生労働大臣が定めるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定しており、単位数及び金額については、別紙「サービス料金表」のとおりとなります。

当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

加算料金については、事業所の人員体制の変動やご利用者の状況により、算定する加算が異なります。対象となる加算については、契約時に説明を行うと共に、変更があった場合には文章により説明させていただきます。

(2) その他の料金

①食料費（短期利用共同生活介護共通）

（令和7年3月31日まで）1日当たり 朝食 305 円 昼食 305 円 夕食 305 円
（令和7年4月 1日から）1日当たり 朝食 360 円 昼食 360 円 夕食 360 円
（前日のキャンセルは原則として食事代をいただきます。外出及び外泊等の場合は3日前までにお申し出下さい）

②居室利用料

_____円（月額） 短期利用共同生活介護は、1,867 円（日額）

③光熱水費

23,400 円（月額） 短期利用共同生活介護は、780 円（日額）

管理費（設備機器の点検保守料等及び共用部分に係る費用等）

5,090 円（月額） 短期利用共同生活介護は 169 円（日額）

※居室利用料、光熱水費及び管理費につきましては、入退去時または短期利用共同生活介護利用時のみ日割計算となります。また、入院・外泊期間中であっても費用を徴収させていただきます。

（入退去時・短期利用共同生活介護利用時における日割り計算の方法）

日割計算方法 請求金額 ＝ 月額料金 × 請求日数 ÷ 暦日数

計算は先乗後除で行い、1 円未満の端数は切り捨てます。暦日数は当該月の日数になります。

④おむつ代・理美容代

実費

⑤レクリエーション行事

施設外レクリエーションについては実費（交通費・入場料等）

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（例）施設にてクリーニング不可の品

⑦その他

- ・上記の他、ご利用者個人の希望される買い物費用はサービスの自己負担となります。
- ・退去時には居室の原状復帰費用（クリーニング代含む）を負担いただきます。

7. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

- (1) ご利用月の翌月15日までに請求書をお渡しします。請求書を受け取った月の末日までにお支払い下さい。受領した翌月に領収書をお渡しします。
- (2) お支払い方法は、原則口座振替のみとなります。対応する金融機関の口座をお持ちで無い場合や、金融機関の届出印を紛失された場合など、やむを得ない場合については、以下の銀行口座にお支払いください。

(振込先口座)
もみじ銀行 牛田支店 (普通預金) 1503259
社会福祉法人うすい会広島光明学園
理事長 碓井法明
※振込の際には、ご利用者名にてお振込ください

- (3) 口座振替は毎月20日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に指定の金融機関より引落をさせていただきます。引落日の前日までに、ご指定の口座に利用料金を入金して頂けますようお願い致します。
- (4) 口座振替依頼書の提出期限は口座振替日の45日前迄となります。
- (5) 手続きが間に合わなかった場合や、残高不足等の事由により、引落が出来なかった場合については、翌月の引落の際に併せて引落させていただきます。

8. その他サービス利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者は、管理者その他従業者による指導又は指示に従うとともに、当該施設内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めていただきます。
- ②ご利用者は、外出を希望する場合は所定の手続きにより管理者に届けていただきます。
- ③ご利用者は、整理整頓その他環境衛生を保持するため、当該施設に協力していただきます。
- ④ご利用者は、その他当該施設が定める遵守事項に従っていただきます。

9. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	すみよし内科クリニック
所在地	広島市東区牛田新町三丁目14番23号
診療科	内科、呼吸器科、アレルギー科

②救急指定病院

医療機関の名称	ぎおん牛田病院
所在地	広島市安佐南区西原八丁目29番24号
診療科	内科（消化器・呼吸器・循環器）、外科、肛門外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科

10. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

お電話かご来所によりご相談ください。

必要な書類等を提出して頂くことにより契約の成立とします。

契約の成立後、サービスの提供を始めます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 入院または、外泊の場合

①30日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。この場合、所定の利用料金をご負担いただきます。

但し、入院又は外泊時にご利用いただいている居室を他のご利用者（短期利用共同生活介護等）に使用していただくことがあります。

- ②30日を超える場合
30日以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
- (3) 退所手続き
- ①退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。
- ②自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1と認定された場合
 - ・お亡くなりになった場合
- ③その他
病院または診療所に入院し、明らかに30日以内に退院できる見込がない場合または、入院後30日経過しても退院できないことが明らかになった場合は、契約を終了させていただく場合がございます。なお、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- (4) 施設からの申し出により退所していただく場合
以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所いただくことがあります。
- ① ご契約が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
 - ② ご契約による、サービス利用料金の支払いが2か月以上 遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ ご利用者並びにご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ ご利用者が連続して30日を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - ⑤ ご利用者が（ご家族含む）職員等の業務に支障をきたし、明らかにグループホームの正常な運営の妨げとなる行為をしたと認められる場合

1 1. 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、事業者は、希望によりご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

1 2. 秘密保持と個人情報の保護

- (1) 事業者および従業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また、従業者が退職後においても、これらの秘密を保守すべき旨に従業者との服務規程の内容としています。
- (2) 事業者は、契約書において同意を得た範囲内で、サービス担当者会議等においてご利用者及びそのご家族の個人情報を提供するものとします。事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 3. 利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシ―保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 4. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録をします。

1 5. 虐待の防止

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 6. 緊急時の対応方法

- (1) サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関又は救急指定病院に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方（原則、利用者代理人）に連絡します。
- (2) 夜間緊急の際は、救急指定病院であるぎおん牛田病院への搬送を依頼します。
但し、ご利用者又は利用者代理人からの指定病院があれば、その指定病院を優先に搬送を依頼します。
【ご利用者又は利用者代理人からの指定病院】
優先順位 1 _____
優先順位 2 _____
優先順位 3 救急隊の判断で医療機関を探してもらう

1 7. 事故発生時の対応及び賠償責任

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び関係各機関並びにご家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

サービスの提供にあたって、万一の事故発生に備えて当施設において損害賠償保険に加入します。

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変など不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、ご利用者の側に重過失がある場合は、この限りではありません。

1 8. 非常災害対策

非常時の対応	消防計画にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	近隣の町内自主防災会と災害応援協力協定書を締結し災害等の応援協力協定書を締結し災害等の応援協力を得る予定です。			
平常時の訓練等	消防計画にのっとり夜間及び昼間を想定した避難訓練を年2回以上行います。			
消火設備等	自動火災報知器	あり	消火器	6カ所
	煙感知器	あり	スプリンクラー	あり

19. サービス提供に関する相談・苦情

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【事業者の窓口】 グループホーム光明牛田新町 管理者 栗栖 博之	電 話 番 号 082-222-3223 ファックス番号 082-222-3238 受 付 時 間 午前9時～午後5時
【市町村（保険者）の窓口】 広島市役所 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	広島市中区国泰寺一丁目6番34号 電 話 番 号 082-504-2183 ファックス番号 082-504-2136 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【市町村（保険者）の窓口】 広島市東区役所 厚生部福祉課 高齢介護係	広島市東区東蟹屋町9番34号 電 話 番 号 082-568-7732 ファックス番号 082-568-7781 受 付 時 間午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電 話 番 号 082-554-0770 ファックス番号 082-511-9126 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町12番2号 電 話 番 号 082-254-3419 ファックス番号 082-569-6161 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時

20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

利 用 者	私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			
	電話番号	() ー	FAX	() ー

〔 ☐ 利用者は、身体 の 状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私（契約者）が利用者に代わって、その署名を代筆しました。 〕

契 約 者	私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。			
	本 人 と の 関 係			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			
	電話番号	() ー	FAX	() ー

身 元 引 受 人	私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。			
	本 人 と の 関 係			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			
	電話番号	() ー	FAX	() ー

事 業 者	事業者は、認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、利用者、契約者及び身元引受人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。			
	事 業 者	〒732-0066 広島市東区牛田本町五丁目1番2号 社会福祉法人うすい会広島光明学園		
	事 業 所	〒732-0068 広島市東区牛田新町三丁目20番15号 グループホーム光明牛田新町 説明者		
	電話番号	(082) 222 - 3223	FAX	(082) 222 - 3238